

春日井市魅力発信ロゴマーク等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市への愛着醸成を図るとともに、その魅力をPRすることを目的とし、市民、事業者、行政が一体となってシティプロモーションを推進するため、春日井市魅力発信ロゴマークやホームページバナーの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 春日井市魅力発信ロゴマーク及びホームページバナー（以下「ロゴマーク等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自由に使用することができる。ただし、営利を目的としてロゴマーク等を使用する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるとき、若しくはその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 市の品位を傷つけるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が第1条に定める目的に照らして、不適當であると市長が認めるとき。

(営利目的での使用)

第3条 前条第1項の承認を受けようとするときは、ロゴマーク等使用申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請に基づき使用の可否を審査し、適当と認めるときは、ロゴマーク等使用承認書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第4条 ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、市長が別に定めたものとし、改変等の応用使用はしないこと。
- (2) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (3) 使用により生じた事故、苦情等に関しては、使用者の責任において必要な措置を講ずること。
- (4) 企業や団体等が公式ホームページ等で使用する場合は、掲載したロゴマーク等から市の魅力発信のページにリンクしなければならない。
- (5) 市長は、ロゴマーク等の使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

（使用料）

第5条 ロゴマーク等の使用料金は、無償とする。

（権利の帰属）

第6条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、市に帰属する。

（違反等に対する取扱い）

第7条 市長は、使用者が第4条第1項各号に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、その使用の差し止め又は必要な指示等を行うことができる。

（雑則）

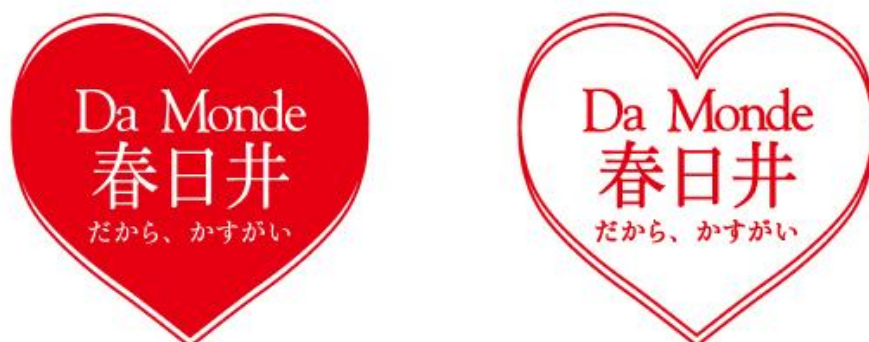
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別表（ロゴマーク等）

1 ロゴマーク



2 ホームページバナー



■留意事項

ホームページバナーに使用する画像については、今後、上記に定めるものの他、必要に応じて市長が変更・追加を行う場合がある。

第1号様式（第3条関係）

ロゴマーク等使用申請書

年 月 日

(宛先)春日井市長

申請者

住所（所在地）

氏名（企業・団体は、企業・団体名及び代表者名）

次のとおり、「Da Monde春日井」ロゴマーク等を使用するにあたり申請します。
なお、使用にあたっては、「春日井市魅力発信ロゴマーク等取扱要綱」を遵守します。

申請区分	新規 ・ 変更
使用物	
使用目的	
使用方法	
使用期間 (最長2年間)	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
備考	
連絡先	担当者名（企業・団体のみ）： 電話番号： メールアドレス：

■添付書類

ロゴマーク等の使用状況が分かる見本等

第2号様式（第3条関係）

ロゴマーク等使用承認書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありました、「Da Monde 春日井」ロゴマーク等を使用することについて承認します。

承認番号	
使用期間	
指示事項等	
その他	申請内容に変更があったときは、ロゴマーク等使用申請書（第1号様式）により速やかに変更申請を行うこと。